

令和2年4月2日

各老人福祉施設長
各有料老人ホーム施設長
各生活支援ハウス管理者
各介護老人保健施設管理者
各介護医療院管理者
各介護療養型医療施設管理者
各介護保険指定サービス事業者
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者

様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課長
介護保険室長
鹿児島県土木部
建築課住宅政策室長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会福施設等への経営資金融資について（通知）

このことについては、別添「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福施設等に対する融資について」（令和2年3月10日付事務連絡）のとおり、独立行政法人福祉医療機構において、新型コロナウイルス感染症により、機能停止等になった社会福施設等に対し、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）が行われているところです。

この度、同機構から本優遇融資について、別紙のとおりチラシの送付がありましたので、必要に応じ本優遇融資の活用について、御検討くださるようお願いします。

なお、融資の相談については、別紙チラシに記載の相談窓口へ直接お問い合わせください。

（問合せ先）
鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
施設整備係（担当 池田）
電話：099-286-2703
介護保険室事業者指導係（担当 中間）
電話：099-286-2687
鹿児島県土木部建築課住宅政策室
住宅企画係（担当 ）
電話：099-286-3740

～新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設の皆さまへ～

無担保・無利子で経営資金の融資を行っています

新型コロナウイルスの感染によって事業停止などになった福祉関係施設に対し、優遇融資を実施しています。経営資金の貸し付け利率の引き下げ実施、既往貸付の返済猶予の相談に対応しています。

【融資を利用できる具体例】

- 施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合
- 施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営を縮小した場合
- 新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体などからの要請を受けて、休業した場合

【①新規貸付】

主な融資条件	
償還期間 (据置期間：元金の返済猶予期間)	10年以内 (5年以内)
貸付利率※	当初5年間 3,000万円まで無利子 3,000万円超の部分は0.2% 6年目以降 0.2%
限度額 (無担保貸付)	なし (6,000万円)

※貸付利率は令和2年3月2日現在のものです。

※利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。

●ご融資には保証人（保証人不要制度あり）が必要です。

※保証人不要制度（0.05%の利率を上乗せ）がご利用できます。

また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【②既往貸付】

当面6か月間の元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に応じます。

●その他詳しい条件や融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ

新規貸付 ●開設地が東日本(北海道～三重県)：東京本部

福 祉 医 療 貸 付 部 TEL 03-3438-9298

福 祉 審 査 課 FAX 03-3438-0659

●開設地が西日本(福井県～沖縄県)：大阪支店

大 阪 支 店 TEL 06-6252-0216

福 祉 審 査 課 FAX 06-6252-0240

既往貸付 東京本部 顧客業務部 顧客業務課

TEL 03-3438-9939 FAX 03-3438-0248